Ⅰ　利　用　の　ま　え　に

１　調査の概要

⑴　調査の目的

「令和３年経済センサス‐活動調査」は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とする各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的に、「令和元年経済センサス‐基礎調査」等によって得られた事業所及び企業の情報を活用して、売上高や費用などの経理項目の把握に重点を置いた基幹統計調査である。

⑵　根拠法規

この基礎調査は「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、経済センサス活動調査規則（平成23年６月17日総務省令第１号・経済産業省令第１号）に基づき実施した。

⑶　調査の期日

令和３年６月１日現在

⑷　調査の対象

すべての事業所及び企業を対象として実施した。ただし、農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所及び国・地方公共団体の事業所は除いた。

⑸　調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる１区画の場所を１事業所とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、１区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに１事業所とした。

⑹ 調査の方法

調査は「調査員調査」と「直轄調査」の２種類からなり、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、次のとおり調査員による調査と総務省、都道府県、市による調査に分けて行った。

ア　調査員調査…単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く）及び新設された事業所を対象とする全数調査

　　　総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－指導員―調査員－調査対象事業所

イ　直轄調査…支所等がある企業及び単独事業所（純粋持株会社及び資本金１億円以上等）を対象とする全数調査

　（ア）　国の調査対象企業・事業所

　　　総務大臣・経済産業大臣－調査対象企業・事業所

　　　（イ）　都道府県の調査対象企業・事業所

　　　　　総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査対象企業・事業所

　　　（ウ）　市の調査対象企業・事業所

　　　　　総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査対象企業・事業所

⑺　調査事項

一　　　名称及び電話番号

二　　　所在地

三　　　開設時期

四　　　経営組織

五　　　政治団体及び宗教の種類

六　　　単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地

七　　　本所か否か

八　　　支所の数

九　　　事業の内容

十　　　従業者数

十一　　設備投資の有無及び取得額

十二　　自家用自動車の保有台数

十三　　土地及び建物の所有の有無

十四　　資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率

十五　　決算月

十六　　売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合

十七　　商品名、仲立手数料及び修理料収入の有無並びに国外販売の割合

十八　　本支店間移動の割合

十九　　物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合

二十　　相手先別収入割合

二十一　費用

二十二　有形固定資産

二十三　生産数量及び生産金額

二十四　製造品在庫額

二十五　半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額

二十六　製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数

二十七　加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額

二十八　直接輸出額の割合

二十九　主要原材料名

三十　　工業用地及び工業用水

三十一　作業工程

三十二　商品手持額

三十三　小売販売額の商品販売形態別割合

三十四　セルフサービス方式の採用

三十五　売場面積

三十六　営業時間

三十七　店舗の形態

三十八　業態別工事種類

三十九　取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数

四十　　消費税の税込記入・税抜記入の別

四十一　法人番号

四十二　商品売上原価

四十五　その他事業の収入額

２　用語の解説

⑴　事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア　一定の場所（１区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ　従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

　　　・民営事業所

　　　　国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

　　　・出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が１人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

　　　・事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事

業所をいう。

⑵　経営組織

ア　国、地方公共団体

　　国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

イ　民営

　　国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

　（ア）　個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

（イ）　法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。次の会社及び会社以外の法人が該当する。

・　会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17 年法律第86 号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・　会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

（ウ）　法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないも

の）などが含まれる。

⑶　事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として2020年１年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

⑷　従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

ア　個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ　無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ　有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ　常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは１か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

・　無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう（定年まで雇用される場合を含む。）。

・　有期雇用者（１か月以上）

常用雇用者のうち、１か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

オ　臨時雇用者（有期雇用者（１か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、１か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

カ　他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

キ　他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

　　ク　民間からの従業者

　　　　国、地方公共団体の事業所において、会社など別経営の民間の事業所から派遣されている人をいう。

⑸　事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

⑹　単独・複数の別

ア　単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をいう。

イ　本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

ウ　支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

　　エ　複数事業所企業の事業所

　　　　本所及び支所が含まれる。

⑺　会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

⑻　資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

３　利用上の注意

⑴　令和３年経済センサス-活動調査は、我が国の事業所及び企業を対象に平成24年に新しく創設された調査である。事業所・企業統計調査（平成18年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査手法が異なることから、事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではない。過去の事業所・企業統計調査との比較の際は留意が必要である。

⑵　特に注記がない場合事業所数は、事業内容不詳の事業所を除いた事業所数で掲載している。

⑶　統計表の数値は単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

⑷　統計表中の符号「－」は該当のないものを、「0.0」は単位未満のものを示す。

⑸　産業分類の項目名については、紙面の都合上割愛している場合がある。

⑹　統計表中の「中分類不明」は、総数の項目のみで計上されている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査年 | 調査名等 | 調査日 |
| 昭和50年 | 　事業所統計調査 | 　 ５月１５日 |
| 53 | 　〃 | 　 ６月１５日 |
| 56 | 　〃 | 　 ７月　１日 |
| 61 | 　〃 | 　 ７月　１日 |
| 平成元年 | 　〃（事業所名簿整備） | 　 ７月　１日 |
| 3 | 　〃 | 　７月　１日 |
| 6 | 　〃（事業所名簿整備調査） | 　 ４月２０日 |
| 8 | 事業所・企業統計調査 | 10月　１日 |
| 11 | 　〃（簡易調査） | 　 ７月　１日 |
| 13 | 　〃 | 10月　１日 |
| 16 | 　〃（簡易調査） | 　６月　１日 |
| 18 | 　〃 | 10月　１日 |
| 21 | 経済センサス‐基礎調査 | 　 ７月　１日 |
| 24 | 経済センサス‐活動調査 | 　 ２月　１日 |
| 26 | 経済センサス‐基礎調査 | 　 ７月　１日 |
| 28 | 経済センサス‐活動調査 | 　 ６月　１日 |
| 令和元年 | 経済センサス‐基礎調査（甲調査） | ６月～３月 |
| 3 | 経済センサス‐活動調査 | 　 ６月　１日 |

⑺　調査の実施環境などの影響により調査日が変更されており、昭和50年調査以降の調査日等は、次のとおりである。

⑻　地域別の区分は、次のとおりである。